

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年7月15日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田県森林学習交流館（以下「学習交流館」という。）
- (2) 所在地
秋田市河辺戸島字上祭沢38番地4
- (3) 設置目的
森林、林業に関する学習及び研修の機会を提供するとともに、林業従事者等の交流を促進し、県民の森林及び林業に関する意識の高揚を図り、もって本県林業の振興に資することを目的とする。
- (4) 主な施設
学習展示室、視聴覚室、会議室、宿泊室、レストラン
- (5) 規模等
鉄筋コンクリート地上3階建 延床面積4,630平方メートル 敷地面積196,400平方メートル

2 指定管理者に行わせる管理業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 森林及び林業の学習に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、学習交流館の管理に関し、知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（予定）

4 申請する団体に必要な資格等

- (1) 申請する団体に必要な資格
ア 県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所等を設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。
(ア) 構成団体の全てが申請をする団体に必要な資格等の要件を満たす必要がある。
(イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。
(ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。
(エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。
- (2) 申請することができない団体
ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
ウ 申請の日において現に県の入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
エ 申請の日において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。なお、共同事業体として申請する場合のイからロまでに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出すること。
ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ 誓約書
- サ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県農林水産部森林環境保全課調整・森林環境チーム（電話番号018-860-1750）

(3) 提出期限

令和7年9月5日（金）午後5時15分（郵送による場合は当日必着）。なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 農林水産部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 学習交流館の設置目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

(2) 選定は令和7年10月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集期間及び募集要項の交付

令和7年7月15日（火）から同年9月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、募集要項及び仕様書等は、募集期間において県Webサイトへ掲載する。（ダウンロードが可能）

8 説明会

(1) 日時及び場所

- ア 日時
令和7年8月6日（水）午後1時30分
- イ 場所
秋田市河辺戸島字上祭沢38番地4
学習交流館 視聴覚室（電話018-882-4811）

(2) その他

説明会への参加を希望する団体は、令和7年8月5日（火）午後5時までに9(5)に電話又は電子メールで連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の決議を経て、指定管理者として指定する。

(3) 県は、指定管理者による業務実施状況を確認（モニタリング）し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求（指定管理料の減額）、業務の一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合がある。

また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者の自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとする。

(4) その他詳細は募集要項による。

(5) 問合せ先

秋田県農林水産部森林環境保全課調整・森林環境チーム（電話018-860-1750 Eメール:forest@pref.akita.lg.jp）